

妊婦のための支援給付のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っています。給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に丁寧にお応えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。



1回目

1. 給付額 **妊婦1人当たり5万円**
2. 支給対象者
①令和7年4月1日以降に妊娠届出をされた方
②申請時点で安来市に住民票がある方
③他の自治体で妊婦のための支援給付（5万円相当）を受けていない方
3. 申請書の交付 妊娠届出時に、窓口での面談後に申請書をお渡しします。

2回目

1. 給付額 **妊娠している子どもの人数×5万円**
2. 支給対象者
①申請時点で安来市に住民票がある方
②他の自治体で妊婦のための支援給付（妊娠している子どもの人数×5万円相当）の給付を受けていない方
3. 申請書の交付 赤ちゃん訪問（1ヶ月健診から前期乳児健診の間に伺います）時に申請書をお渡しします。

【申請方法】

次の書類を、いきいき健康課まで提出又は返信用封筒にて返送してください。

- ①請求書（妊産婦本人名義でしか申請できません）
- ②アンケート（2回目は、赤ちゃん訪問時に助産師が持ち帰るため同封不要です）
- ③給付金の振込口座の内容が確認できる書類（通帳又はキャッシュカード等）の写し

※1回目の申請を安来市で支給かつ1回目の振込先と変更ない場合は③は不要です

【支給方法】

申請書類等を確認し、書類に不備等がなければ、申請日の翌月末までに指定の口座にお振込みします。

※流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。



【お問い合わせ先】

安来市いきいき健康課保健予防係（電話0854-23-3227）
（安来市広瀬町広瀬 1930-1 安来市健康福祉センター1階）